



医療療養病棟のご案内



医療療養病棟

医療療養病棟は、急性期医療の治療を終えても、引き続き医療提供の必要度が高く、病院での療養が継続的に必要な患者様や慢性疾患で症状は安定しているが継続して療養が必要な患者様を治療・支援していく病棟です。地域包括と異なり入院期間に制限がありません。

厚生労働省が定めた規定に従い、医療の必要度や生活自立度の評価を行います。主に下記のような方が対象ですが詳細はお問合せください。

対象患者

急性期治療後

急性期治療が終了し、病状が改善・安定した後も、在宅や施設などへの退院に不安がある方。酸素投与されている方、喀痰吸引が必要な方、気管切開を受けている方。

慢性期

症状は安定しているが、引き続き医療の必要が高く継続的に治療を必要とする方。糖尿病でインスリンを使用している方、人工透析を受けている方、悪性疾患で疼痛のため麻薬を使用している方、消化管疾患で中心静脈注射が必要な方、神経難病のある方。

入院期間

特に定めがありません。

中期～長期入院治療が必要な方々に安心して療養していただける病棟です。

関連施設との連携

併設した介護老人保健施設「明生苑」、特別養護老人ホーム「陽だまりの里」地域包括支援センター、谷指定居宅介護支援事業所、谷訪問看護ステーションとの連携によるサービス提供もしております。

在宅・施設からの受け入れなども随時行っております。

お問合せ

入退院支援・地域連携部

代表電話 0243-33-2721 FAX 0243-33-6929
(直通) 080-6037-9781 (月 ~ 金) 8:30 ~ 17:00

長期入院治療が必要な方々に安心した療養を提供いたします。